

◆ 減免を受けられる方は

	誰が	どんな時に	所得制限	減免の割合		減免の適用期間	
				損害の程度	減免割合		
(1) 災害	被保険者 又は世帯主が	災害、風水害、火災などにより、住宅又は家財について 2割以上の損害 を受けたとき	なし	保険料の 全額より	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5割以上 ・ 全壊 	10割	理由の生じた日の属する月以降 12か月 ※12か月が翌年度にまたがる場合は年度ごとに申請が必要です。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2割以上5割未満 ・ 半壊 ・ 床上浸水2割以上 		5割		
(2) 所得 激減	① 被保険者が	(ア) 3か月以上の休廃業、休職、失業により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 5割以上減少 するとき	世帯の 前年の所得の合計額が 600万円以下	保険料の 所得割 部分より	被保険者の前年の旧ただし書所得	減免割合	理由の生じた日の属する月以降 年度末まで 理由の生じた日 (ア) 休廃業、休職、失業した日 (イ) 賦課期日(4/1又は資格取得日) (ウ) 重度の心身障害者となった日 3か月以上の入院をした初日 ※翌年度の保険料についても減免の対象になる場合があります。その場合、当該年度の賦課期日(4/1)が理由の生じた日となります。
		(イ) 事業において著しい損失を受け、本年の世帯の所得が前年の世帯の所得より 5割以上減少 するとき			～100万円以下	8割	
		(ウ) 重度の心身障害者となった、又は3か月以上の長期入院をしたことにより、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 5割以上減少 するとき			～200万円以下	5割	
② 他の被保険者 又は世帯主が	上記(ア)～(ウ)の要件に該当する場合で、世帯の所得の見込額が 2割軽減基準額以下 となる時(すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	～400万円以下			4割		
	死亡、離婚その他の事由により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 2割軽減基準額以下 となる時(すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	～600万円以下			3割		
(3) 低所得者	他の被保険者 又は世帯主が	死亡、離婚その他の事由により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 2割軽減基準額以下 となる時(すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)				保険料の 均等割 部分より	
				7割軽減基準以下	5割		
				5割軽減基準以下	3割		
					2割軽減基準以下	1割	
(4) 法第89条	被保険者が	刑事施設などに拘禁されたことにより、療養の給付が 1か月以上制限 されたとき	なし	保険料の 全額より	10割		理由の生じた日の属する月以降 その事由の消滅した日の属する月の前月まで

※「世帯」とは、「賦課期日における同一世帯内の被保険者全員と世帯主」です。

※「所得」とは、「旧ただし書所得」をさし、保険料額決定通知書の保険料算定の基礎の「①賦課のもととなる所得金額」と同じ金額です。

※(2)所得激減②と(3)低所得者の欄の「2割軽減基準額」とは、「低所得者に対する均等割2割軽減の基準額」です。